おしえて！マイナンバーQ&Aシリーズ⑥

マイナンバーは大切にしてください。今回は前回に引き続き個人情報の安全対策について説明します。

マイナンバーの活用で、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に免れたり不正な受給の防止に役立ち、本当に困っている方へきめ細かな支援ができます。

Q 他人のマイナンバーを収集してはいけないの？

マイナンバーは、法律で定められた目的以外に、他人にマイナンバーの提供を求めたり、マイナンバーを収集・保管することは、本人の同意があっても禁止されています。また、むやみに他人に提供することもできません。

Q マイナンバーカード（個人番号カード）は身分証明書として利用できるの？

マイナンバーカードは、レンタル店などで、身分証明書として広く利用ができます。ただし、カード裏面のマイナンバーをレンタル店などに提供することはできません。また、レンタル店などがマイナンバーを書き写したり、コピーをとることもできません。

Q マイナンバーがどのように使われているか確認できるの？

平成29年1月から「マイナポータル」が稼動予定です。マイナンバーを含む自分の個人情報をいつ、誰が、なぜ利用したのか、不正・不適切な照会・提供が行われていないかをご自身で確認することが可能になります。

Q 違反すると罰則はあるの？

あります。番号法では、保護の対象になるマイナンバーの重要性から、罰則の種類が多く、法定刑も重くなっています。

Q 法人番号は、個人番号と同じもの？

法人番号は数字のみで構成する13桁の番号です。法人は、マイナンバー（個人番号）と異なり、利用範囲の制約がありませんので、どなたでも自由に利用できます。公表される情報は、法人の「商号または名称」「本店または主たる事務所の所在地」「法人番号」の3項目です。

シリーズでお知らせしてきた、このコーナーは今回で終了になります。
これからも必要な情報は随時、お知らせしていきます。

Q&Aは町HP内にも掲載してあります

本人確認の方法　「番号確認」と「身元確認」

平成28年1月から、各種申請などでマイナンバーを記入していただく際、「マイナンバーが正しいことの確認（番号確認）」と「手続を行う人が番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）」が必要となります。本人確認の基本的な方法は、次の3つの方法があります。

	番号確認のための書類	身元確認のための書類
①	個人番号カード（1枚で番号確認と身元確認ができます）	
②	通知カード	運転免許証など（写真付きの身分証明書）
③	住民票（個人番号付き）	

問 通知カード・個人番号カード発行関係
町民課 窓口サービス係 内線 282
個人情報保護・特定個人情報関係
総務課 広聴広報係 内線 306
それ以外のこと
企画財政課 企画係 内線 311

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120(95)0178
平日　午前9時30分～午後8時
土日祝　午前9時30分～午後5時30分
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/

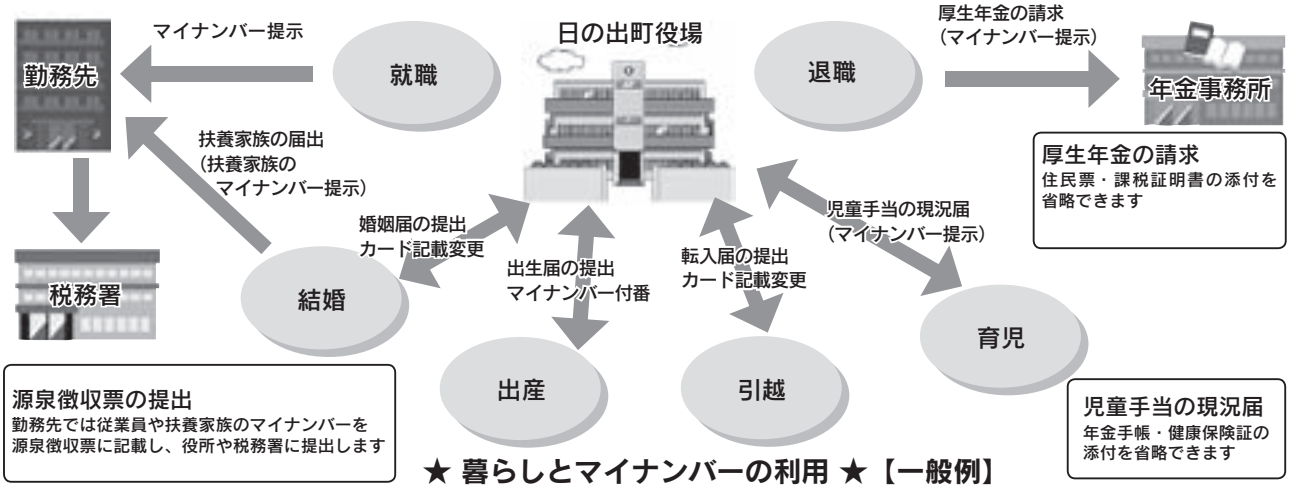

★ 暮らしとマイナンバーの利用 ★【一般例】